

平成 30 年度保険者機能強化推進交付金 (市町村分) に係る評価指標について

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 30 年 2 月 28 日【事務連絡】

○ 内容

保険者機能強化推進交付金（市町村分）の仕組みは、市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設されたものであり、こうした仕組みにより、各市町村において、地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取組が進められていくとともに、こうした取組が市町村の間で共有され、より効果的な取組に発展していくことを目指すもの。

○ 交付額の算定方法等

全市町村が交付対象。各市町村に対する交付額の算定方法は、各市町村の「評価指標毎の加点数×第1号被保険者数」により算出した点数を基準として、全市町村の「各市町村の算出点数×各市町村の第1号被保険者数」の合計に占める割合に応じて、予算の範囲内で交付される。

$$\text{各市町村の交付額} = \text{予算額（※）} \times \frac{\text{当該市町村の評価点数} \times \text{当該市町村の第1号被保険者数}}{\text{（各市町村の評価点数} \times \text{各市町村の第1号被保険者数）の合計}}$$

（※）市町村分と都道府県分の合計で200億円の予算規模であるが、都道府県分は、約10億円程度とすることが想定されているため、市町村分は200億円からこの額を控除した額となる。

○ 市町村の取組を評価する指標、点数及び留意点等

次ページ以降を参照

○ その他

各市町村の取組状況については、公表されることとなっているが、その方法等については今後示される予定。